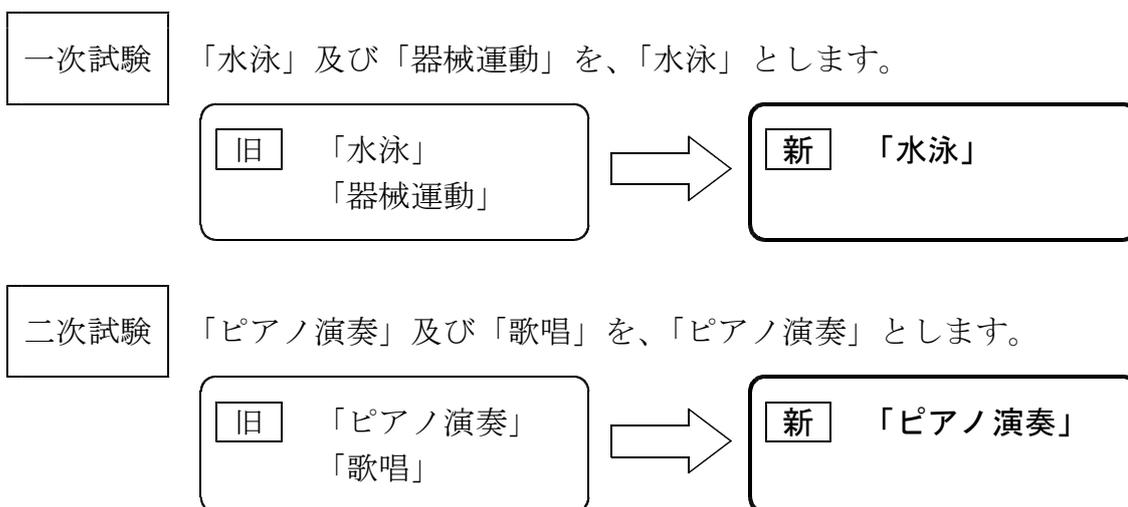


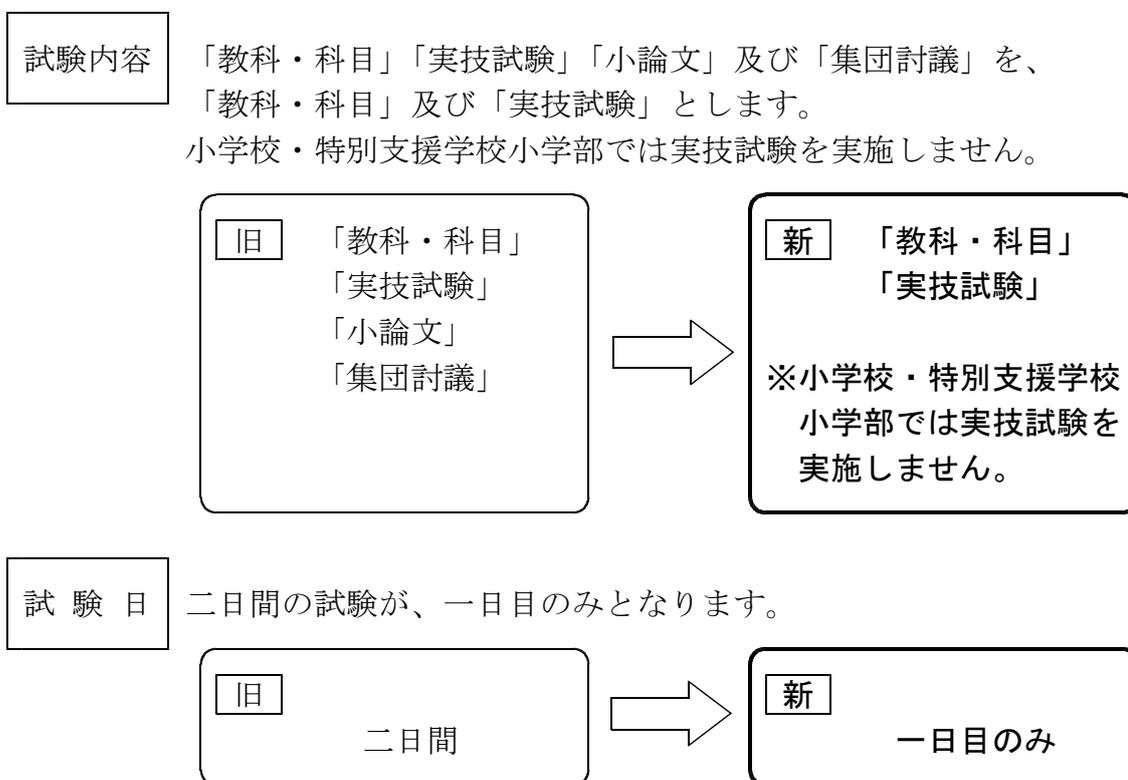
山形県公立学校教員選考試験についてのお知らせ

2020年度教員選考試験（平成31年度実施）における**変更点**についてお知らせします。

(1) 小学校及び特別支援学校小学部の実技試験

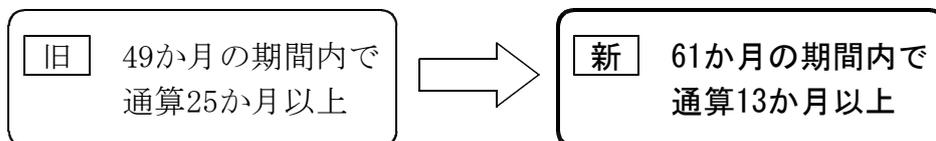


(2) 「現職教員特別選考」の一次試験



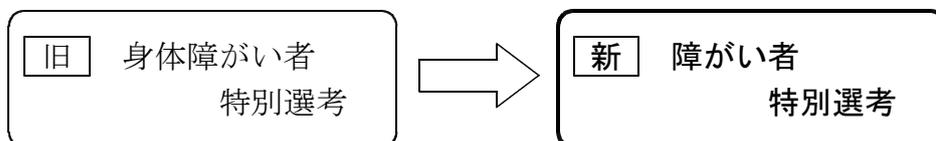
(3) 「講師等特別選考」の志願資格

勤務経験 「25か月」以上を、「13か月」以上とします。
また、勤務経験を算定できる期間が広がります。



(4) 障がいのある方の特別選考

特別選考 「身体障がい者特別選考」を、「障がい者特別選考」とします。



「障がい者特別選考」は、次のいずれかの方が対象となります。

- ・身体障害者手帳（1級～6級）の交付を受けている者又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）の交付を受けている方
- ・都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

詳細については、実施要項やホームページで今後お知らせします。